

一般社団法人  
山梨県言語聴覚士会  
定款

平成26年 3月11日 作成

平成26年 3月11日 公証人認証

平成26年 4月 1日 登記

令和 4年 5月20日 一部変更

令和 6年 5月20日 一部変更

一般社団法人 山梨県言語聴覚士会  
〒400-0831 山梨県甲府市上町 753-1  
E-mail : st2014@st-yamanashi.jp

# 一般社団法人 山梨県言語聴覚士会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人山梨県言語聴覚士会（以下「当法人」という）と称する。

2 当法人の英語による表記は「Yamanashi Association of Speech-Language-Hearing Therapists」とし、略称を「YAST」とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、県民の医療・保健・福祉・教育の増進に寄与することを目的とし、言語聴覚士の技能と資質の向上及び言語聴覚療法・サービスの啓発・普及・発展を図る。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 言語聴覚療法を通じた県民の医療・保健・福祉・教育の増進に関連する事業
- 2 言語聴覚療法の普及・発展に関する事業
- 3 言語聴覚士の職業倫理及び社会的責務に関する事業
- 4 言語聴覚士の知識及び技術の向上に関する事業
- 5 関連団体との連携及び協力に関する事業
- 6 会員の福利厚生に関する事業
- 7 前各号に定める事業に関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行なう。

## 第2章 会員及び社員

(法人の構成員)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員：言語聴覚士の免許を有する者であって、当法人の目的に賛同し入会した個人
- (2) 準会員：言語聴覚士の免許を有さない者で当法人の目的に賛同する個人
- (3) 賛助会員：当法人の目的に賛同し、当法人の事業に賛同する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書 により、申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 正会員、準会員又は賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

(4) 2年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(6) 正会員が言語聴覚士の免許を取り消されたとき

(退会)

第10条 正会員、準会員又は賛助会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。但し、退会する年度までの未納会費を清算しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、出席した正会員の3分の2以上の決議に基づき、除名をすることができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款又は規程に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第11条の規程によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員(社員)をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の各号の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (5) 入会の基準並びに会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に定める事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき

(招集)

第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときには、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 社員総会は、毎事業年度終了時の正会員の過半数の出席によって成立する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、社員総会に出席した正会員の過半数の同意をもって行う。可否同数のときは議長がこれを決する。

2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の決議権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規程の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意を意思表示したときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名をしなければならない。

(総会規程)

第23条 社員総会の運営に関しての必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める総会規程による。

## 第4章 役員等

(役員を選任)

第24条 当法人に次の役員を置く。

理事 4名以上、18名以内

監事 2名以内

代表理事 1名

(理事及び監事を選任)

第25条 理事は、正会員の中から理事会において定める選挙規則に基づき、社員総会の議決権の過半数をもって選任する。

- 2 理事会において、代表理事を選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会において、副会長3名以内を選任する。
- 5 監事は、正会員の中から理事会において定める選挙規則に基づき、社員総会の議決権の過半数をもって選任する。

#### (理事の職務)

第26条 理事は、理事会を構成し、定款の定めるところにより、当法人の業務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表してその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し当法人の業務を執行する。また会長に事故ある時又は会長が欠けた時は、あらかじめ理事会が議決した順序でその職務を代行する。
- 4 理事は、当法人の業務を分担執行する。

#### (監事の業務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行状況を監査すること
- (2) 当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要のある場合、社員総会若しくは理事会に招集請求すること

#### (理事及び監事の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

#### (理事及び監事の解任)

第29条 役員は、次の各号のいずれかに該当する時は、社員総会において、出席した正会員の3分の2以上の決議に基づき、解任することができる。ただし、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき

#### (役員報酬)

第30条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

#### (委員会及び作業部会)

第31条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会及び作業部会を設置することができる。

2 委員会及び作業部会の委員は、会員及び学識者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会及び作業部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(顧問及び相談役)

第32条 当法人に若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、重要な会務について会長の諮問に応える。

## 第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付議すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長の選任及び解任

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度6回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき

(4) 第27条第4号の規程により、監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、他の理事が招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ

め理事会の決議を経て定めた順序により、他の理事が当たる。

(定足数等)

第38条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事としての表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決した旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会規程)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

## 第6章 財産及び会計

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月末日までとする。

(財産の構成)

第44条 当法人の財産は、次に挙げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第45条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、別に定める。

(事業計画及び予算書)

第46条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長及び理事が作成し、毎年会計年度開始前に、社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第47条 前条の規程にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支計算)

第48条 当法人の事業報告及び決算は、毎回年度終了時、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、社員総会で承認を得るものとする。

(会計区分)

第49条 当法人は、事業遂行上必要があるときは、総会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

(剰余金の不配当)

第50条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

(残余財産の分配)

第51条 当法人は、解散したとき、その残余財産を、社員総会の決議を経て、次のいずれかの者に帰属させる。

- (1) 国若しくは地方公共団体
- (2) 公益社団法人又は公益財団法人

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款変更)

第52条 この定款は、社員総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決権をもって変更することができる。

(解散)

第53条 当法人は、次の事由が生じたとき、解散する。

- (1) 社員総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の決議
- (2) 社員が欠けたとき

## 第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 当法人は、公正で、開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、計算書類等を積極的に公開する。

2 情報公開に係る必要な事項は、理事会の決議により定める。

(個人情報の保護)

第55条 当法人は、業務上知りえた個人の情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 補則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(定款に定めのない事項)

第57条 この定款に定めのない事項は、すべて「一般社団・財団法人法」その他の法令の定めるところによる。

## 第10章 附則

(最初の事業年度)

第58条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成27年3月31日までとする。

(継承)

第59条 従来山梨県言語聴覚士会に属した権利義務の一切は、当法人が継承する。

---

(設立時の役員の氏名)

第60条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

- (1) 設立時理事 内山量史
- (2) 設立時理事 赤池三紀子
- (3) 設立時理事 中村晴江
- (4) 設立時理事 河西祐子
- (5) 設立時代表理事 内山量史
- (6) 設立時監事 小池京子

(社員の氏名及び住所)

第61条 設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- (1) 設立時社員 内山量史 山梨県甲府市
- (2) 設立時社員 赤池三紀子 山梨県甲府市
- (3) 設立時社員 中村晴江 山梨県山梨市
- (4) 設立時社員 河西祐子 山梨県甲府市
- (5) 設立時社員 小池京子 東京都八王子市

以上、一般社団法人山梨県言語聴覚士会設立のため、この定款を作成し設立時社員が次に記名・押印する。

平成26年3月11日

設立時社員 内山量史

設立時社員 赤池三紀子

設立時社員 中村晴江

設立時社員 河西祐子

設立時社員 小池京子